慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	守田志郎著 地主経済と地方資本(古島敏雄監修・近代土地制度史研究叢書・第六巻)
Sub Title	The economic structure of the landowner and the provincial capital, by Shiro Morita
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.9 (1963. 9) ,p.863(75)- 868(80)
JaLC DOI	10.14991/001.19630901-0075
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630901-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

あろう。

数年前のこと、若手の歴史学者たちとの座談会の席で、諭吉の話が出、議論が……『瘠我慢の説』のことにおよんだ時、歴史学者たちは

『諭吉の限界である』

と言った。

ぼくにはその意味がよくわからなかった。

『諭吉という人はそういう人ですよ』

とだけ言ったが、その人たちと話す意欲を急速に失って、あとは口をつぐんだ。

前に触れたように、ぼくには諭吉の思想、諭吉の言説を活力あらしめたのは、諭吉のこの気質、この精神にあるとしか思われない…」(海音寺潮五郎「武士気質」(3)(37年10月9日朝日新聞所載『日本再発見』48°1) 海音寺氏の所説を確認すべく福沢の言説についてみることにしよう。彼は其の説に云う。

「…勝氏は予め必敗を期し、其未だ実際に敗れざるに先んじて自から自家の大権を投棄し、只管平和を買はんとて勉めたる者なれば、兵乱の為めに人を殺し財を散ずるの禍をば軽くしたりと雖も、立国の要素たる瘠我慢の士風を傷ふたるの責は免る可らず。殺人散財は一時の禍にして、士風の維持は万世の要なり。此を典して彼を買ふ、其功罪相償ふや否や……権りに和議を講じて円滑に事を纏めたるは、唯その時の兵禍を恐れて人民を塗炭に救はんが為めのみなれども、本来立国の要は瘠我慢の一義に在り、況んや今後敵国外患の変なきを期す可らざるに於てをや。斯る大切の場合に臨んでは兵禍は恐るゝに足らず、天下後世国を立てゝ外に交はらんとする者は、努々吾維新の挙動を学んで権道に就く可らず……」(福沢諭吉「瘠我慢の説」〔同選集第七巻。〕) これによって福沢の維新にかんする評価の一面をみるならば、日本近代の大思想家にあってもブルジュア革命に対する批判の試みが、東洋思想の影響のもとに前近代性の擁護において自己を貫徹し、『近代』の思想」の弱い環を露呈していた事実が指摘されうる。「近代の立場」が批判されうる彼の島もかかる地点を措いて他にはないのである。

〔付記〕 本稿は原来が書評の様式で書かれた後に、編集の都合から這様の研究ノートに書きあらためた者である。異常に遅筆な筆者の立場からすれば、枚数の不足はにわかに補い難く展開を後日に譲り度い。

書評

守田志郎著

『地主経済と地方資本』

(古島敏雄監修・近代土地制度史研究叢書・第六巻)

高山隆三

一

日本資本主義の生成と展開において、その過程を規定し、特徴づけ、農地改革によって解体を遂げる地主的土地所有の性格と機能・形態は、生産力水準・生産力構造に規定され、段階的・地帯的差をもつ。本書は、日本農業の地帯構成において「一極」をなす、「東北新潟の千町歩地主地地帯」の中、新潟を分析対象に据え、北蒲原郡・中蒲原郡で千町歩(I家)、五百町歩(F家)、三十町歩(M家)を所有していた各地主の史料に拠って、千町歩地主地地帯の地主制の展開とそれが内包する矛盾、そして地主の性格を、諸資本との関連の仕方から解明を試みたものといえよう。守田氏はその課題を土地所有者、小作米販売者、貨幣蓄積者である地主の諸経済機能の、日本資本主義発展過程における働き方・地方経済との関連の仕方を詳細に分析することによって明らかにしようとされたのであり、そのことは、従来の「地主銀行」・「商人地主」概念を再検討することであった。それにより、銀行資本、商業資本の独自性が明確に把握されることとなり、地主の本質規定も亦、明らかにされることとなる。すなわち地主経済機能の諸側面、諸過程の分析に本書の特質をみることができるといえよう。

そこで、本書の篇別構成を示し、各章の内容を辿りながら、本書の意義を考えてみたい。

先ず本書の篇別構成は左の如くである。

第一章　千町歩地主の成立と展開
　第一節　地主的土地所有の地域性
　第二節　千町歩地主I家の成長過程
　第三節　千町歩地主I家の大成
第二章　地方銀行と地主制
　第一節　国立銀行の性格
　第二節　第四銀行の成長と地主制
　第三節　銀行系列と諸銀行
　第四節　銀行と商業圏
第三章　地主の企業投資
　第一節　地方企業の様相
　第二節　銀行および企業投資の様相
　第三節　地主の投資〃
　第四節　地主投資と地方資本
第四章　米商人と地主

第一節　地主の米販売傾向
第二節　地主の売り方商人の買い方
第三節　米商人
第四節　地主と米商
第五章　資本主義の発展と地主制
第一節　地主制と地方企業
第二節　地主制成長の矛盾
第三節　資本主義と地主制

二

すでに守田氏は、新潟蒲原平野における、明治期の、在村中小地主の没落と千町歩地主の成立過程の解明を、古島敏雄氏との共著「日本地主制史論」（一九五八年）において果してきたところであった。本書はその研究の発展線上で、千町歩地主地帯の地主制の矛盾の成長と地主の性格の分析を試みたのである。その場合、守田氏の基本的分析視角は、地主＝土地所有者と小作農の構造的矛盾を基本的矛盾に、そして地主の経済的諸機能中、土地所有＝高率現物小作料収取機能を本質機能に据えることにあるといえよう。それゆえ地主制内部の矛盾が、千町歩地主地帯における地主制の生成・展開において、いかなる内容を以て進展したかを明らかにすることが第一の課題とされるのである。（第一章、千町歩地主の成立と展開）千町歩地主地帯における明治期以降の地主制の構造的矛盾は、生産諸力の発展による稲作の商品生産農業への推転、小作人の販売余剰の一般的成立を基礎とするものであった。そしてその生産力の成長が近代的諸契機に基づくものであることのうちに守田氏は矛盾の成長をみいだす。すなわち「外来の治山・治水の技術、それも都市の水害予防に主眼をおく河川改修から農業水利をも考慮に入れての治水工事に、また水稲の品種比較考照試験に基づく淘汰方式の二〇年代にはじまって育種試験に基づく科学的農業の段階へ、といった外国との交流に基づく側面と、過燐酸にはじまる肥料農薬の輸入製造といった化学産業の生成による側面とを内容としている。依然として在来農法が基軸であるとはいえ、資本主義的な諸要素のみがもたらすことのできた生産力水準。それのみが可能とした地主経済の発展であるが、それが近代的な諸契機に基づいているだけにその成長が同時に矛盾の成長を意味している。」（二九二頁）かかる契機を以て発展する生産諸力は地主経済機構をいかに動揺させていったのであろうか。その契機は輸出米検査、生産米検査の実施に求められる。（第一章　第三節　二　小作米販売と検査制度）米の商品化の地租改正以降の新たな発展、消費市場の拡大は米の品質的差異を価格差として現象させてゆく。これは地主をして、小作米の品質改良におもむかせる。小作米品評会はまさに小作米販売価格を有利とするためにとられた一手段であった。そして品質改良・収量増大を意図するいわゆる「地主的農政」が明治三〇年代、地主制の確立期に官僚機構との結合において推進されるのである。総じて「地主が要求する改良はすべからく小作にとっては新しい負担である。」（五七頁）生産諸力の上昇・米販売余剰の互常的発生、そして賃労働出稼による貨

幣経済の一層の滲透は、小作農民をして、自己販売米を良質にし、小作米は「粗悪米をだし粃や砕米を混じる」（五三頁）傾向を示し、地主の米販売者としての地位を窮地に追い込むのである。小作米品評会による褒賞手段なしには小作は良い米は出さなくなったのである。

明治四一年四月に新潟県輸出米検査規則が施行されるが、それは直接生産者である小作人を必ずしも規制するものではない。地主にとっては検査にたえうる商品としての米を作らせなければならない。「乾燥・調製・俵装等、より多くの手間をかけて検査等級が一つ上ったとすれば、それで高く売れた差額は誰のものになるか。その差額はいくらか。小作はそれで地主が一俵について何銭何厘もうかるかを計算することができる。そのメカニズムに鋭敏になっているのは、自分自身が収穫米を商人に売る経験の増大によってである。」（六〇頁）ここに奨励金・奨励米・補助金の要求、或はその増額の要求より小作争議が自然発生的に惹起してくる。一方地主は、法の力によって生産米検査を実施し、「自らの体内にある封建的体制と、蔵米販売者としての近代化への外からの要請との矛盾を克服」（六四頁）しようとするが、その実施が地主＝小作人の対立を一層激化してゆき、やがては本格的農民運動を成長させていったのである。

三

地主制の生成と展開、地主制内部の矛盾の深化過程が、地主の蓄積貨幣の機能・支出形態にいかなる作用を及ぼしたのであろうか。それが第二章・第三章の窮極の課題といえよう。地主王国の新潟において、最初に成立する銀行は第四国立銀行であった。明治六年、市島・白勢・田巻など数百町歩から千町歩を越える巨大地主がその支柱となったのである。新潟に国立銀行を設立する必要性は維新政府の政策、すなわち「物納から金納への転換をもたらした地租改正は、租税預り機能とともに、貨幣循環の新たな仕組みへの円滑な転回の軸としての役割を銀行に期待する」（八四～五頁）政策にあったものと守田氏はいう。そして「地主銀行」ということばが不用意に用いられるのは危険であるとされる。というのは「設立の動機や主体となる資本の性格などによって当初の国立銀行を区分してみることは、国立銀行の性質を確めるために必要なことではあるが、だからといってこれで国立銀行の性格を明らかにするのに充分だというわけにはいかない。何かの資本が国立銀行を創る資本に転化した場合そうして生まれた国立銀行が、継承した資本のもとの性格や機能を継承するかどうか、またどの程度に継承するかは重要な問題でありながら一概に解釈し切れない多様性をもっている。」（九〇頁）明治二〇年代前半まで、第四国立銀行の主たる機能は官金取扱いにあり、預金に対して貸付金が少なく金融機関としての活動力は弱かったのである。（第二章第二節）しかし第四銀行は国立ではなく、名実ともに新潟県における中央銀行となってゆく。その基本条件は第一に「明治の前中期、局地的小商業圏の崩壊をもたらす商業資本の集中化。すなわち、新潟市の商業都市としての完成。」第二に「石油産業およびこれを中心として展開する諸産業の資本集中。鉄道資本の激

しい成長」（二一〇頁）であった。そしてこの時期よりおいおい地主が銀行投資をはじめ土地への投資から銀行への投資に本格的に転換してゆくのは大正になってからである。このことから守田氏は、第四国立銀行を「地主銀行」と規定しないのである。すなわち第四国立銀行の出資の支柱が千町歩大地主層であっても、その機能の仕方は、地主の耕地集中を促進するものであったとは云い難いからである。一度、銀行資本が形成されれば、その出資者のいかんに拘らず、銀行資本としての独自の運動法則を展開する。だから「もしも、耕地集中を目的としたり、間接的に地主の耕地集中を助けることを目的とするような資本があるとしたら、たとえ銀行の名を冠していても、それは銀行ではなく質屋や高利貸である。」（二七四頁）これら質屋・高利貸は、明治一〇年代、二〇年代に看板をぬりかえて銀行となったものも数多く、地主的利益の追求に役立つのであるが、「そこから脱却しえなかったものは三〇年代以降の十数年のうちにたちまちにして姿を消してゆき、」（二七六頁）小さいなりにも「地租改正が残した結果にうらづけられて、消費物資と生産資材の流通形態に新たな方向を広く打ち出し、」「耕地集中の流れの中から」（一四〇頁）片足を引き抜いてゆく二流三流銀行が上位銀行と従属的だが取引関係をもって銀行取引組織の一端となって残るのである。他方農民への金融も、信用組合、農工銀行、その他銀行の発展の中で、高利貸的貸付に制約を加え、耕地集中の進行に逆の作用を果してゆくのである。商品生産の展開、諸工業の発展の中で、銀行が銀行資本として独自的運動を行なう条件、したがって、地主の金融機能と

の本質的差異が明確となる条件、すなわち両者の分立が促進される条件は、「銀行がその成長とともに近代化し、地主がその成長によって封建性からぬけ出ることができないからである。」（二七七頁）地主の蓄積貨幣は明治三〇年代以降、銀行に投資されていくが、それは地主として近代化するものではない。それと同じことは企業投資の場合に就いてもいえるのである。

千町歩地主は日銀・勧銀・郵船・日本鉄道などの有価証券投資を行なっている。千町歩地主I家では、明治四〇年以降有価証券所有の範囲をひろげ、大正六年以降急速に増大してゆく。ほぼ地主としての成長のとどまった時期から有価証券の所有量が急増するのである。この転換は何によってもたらされたものであろうか。それは、「耕地集中は投資限界としての一、三〇〇町歩にとどめて他に有効な投資をすると考えることもできるし、耕地の売りものがなくなりあるいは売買価格が騰貴したために投資先を他に求めると解釈することもゆるされよう。こうした単純な解釈は、基礎条件の構成の複雑さの把握によってはじめて自信をもって排除することができる。」（一八六頁）その基礎条件とは地主制度の内在的矛盾の深化に他ならない。すなわち守田氏は次の如く述べている。「地主が明治後期以降株式投資を急速にましていくのは、地主制度の矛盾が地主的経済をその農民的収奪のメカニズムをかえることなく成長させることを困難にするほど成長してきていることによっていること。そしてそれでいながら、その地主のもつ内包的な矛盾は、彼等を思想的にもまた経済のメカニズムの上でも自ら企業の経営者として、つまり産業ブルジョアジーに転身することを許さなくしていることによって規定されている。それは何故か。地主制度が全くにも封建的であること。その全くの封建的地主制、これまた全くの水田単作地帯のさなかで磐石にそそり立ってきたものであったということ。ここに由来している。」（一九七頁）

四

地主の金融機能に対する銀行資本の確立は同時に、商人・地主の商業機能を独自的に分立させてゆく過程であった。徳川期において商人地主として耕地集中を進めてきたものが、明治期における商品流通の国民的な規模での急展開の中で、商業資本を商業資本として広範に分立させてゆく。「明治期でみてくると、その商人的な機能は耕地集中の手段としての高利貸質屋機能に限られつつその集中度合を増してくるものと、廻船問屋から卸売・醸造販売にいたる各種の商業機能に主たるよりどころを示しながら耕地集中は一向に展開しないものと二つの道をたどるものが出てくる。いづれがどの道をたどるかについて法則性はつかめない。新潟県の事例では、新潟市に住む商人地主は商業機能にその重点をおき、蒲原平野にある商人地主が耕地集中度を高めていく。」（二九四頁）この様な分立化は、米の流通を担う米商においても検証される。地主と米商が不離の関係、同体である事実は明治中期以降では確証されないと守田氏は述べている。米商機能が分立することは、米商と地主の間の矛盾を拡大することである。米商は市場の拡大、流通機構の変貌過程で前期性を残しながらも変身していくものとして把握されている。（第四章）米商は、米売手形の流れと市況、地主倉庫にある現物とを総括的に判断して有利な販売条件を獲得してゆき、地主の投機的利益追求を不利にしてゆくことを、地主F家、M家の小作米販売の詳細な分析から実証されようとしたのである。（第四章第四節）

さて守田氏は以上の如く千町歩地主地帯の地主の成長と諸機能の変化を資本主義発展との関連において把握するが、その総括は次の如くである。第一に地主制は単なる遺制ではなく明治期に入って支配的ウクラードとなり一九〇〇年代に入ると「産業資本が軍事産業としての自信ある地歩を固め、国会では地主が地租増徴問題でつまづいてこれまでの長い反抗を捨て、官僚機構に結びつくことによってその地位を守る姿勢に転じたとき、経済的にも地主制度は完全に従属的ウクラードへと身を転じる。」（二九二～三頁）第二に「農村内部では農民反抗の本格化が明らかとなり、農業外部では銀行・商業との（それが地主の投資先であり従来の同質者でありながら）へだたりは妨げ難く進行し、地方産業は地主経済とは無縁に成長する。」「地主制は遂に自ら資本範疇を形成することをえず、したがって資本としての運動法則を附与されることなく、またそれゆえに崩壊の必然を余儀なくされていたのである。厳密には地主資本という概念は、長い地主制の歴史の全過程の分析を以ってしても求めることはできないということが、このさい重要である。」（二九八頁）

五

以上の如く本書は千町歩地主地帯における地主制の生成と展開、地方銀行と地主制、地主の企業投資、地主と米商の関係の分析を通じて「地主経済の性格とその変化の追求」を試みたものであり、その課題は豊富な実証を以って果されているものといえよう。地主制内部の矛盾、土地所有と生産諸力との構造的矛盾は、資本制生産展開・確立過程における、地主諸機能の社会的分化＝地主への純化によって激化してゆくのである。地主制は直接に接触する農業外部の諸資本の「近代化」の進行、すなわち銀行資本、商業資本、産業資本が地主経済を疎外しながら成長してゆくことにより、社会的に従属的ウクラードに転じ、また同時に危機に陥るのであり、それは全機構的関連をもつものである。地主が銀行に投資し、また有価証券に投資すること自体、矛盾であるが、しかもそこに貨幣蓄積者としての地主の寄生的性格、一般的性格が形態を転化しながら貫ぬかれていることを理解すべきであろう。

資本主義の発展が全機構的関連において、地主制を危機に陥らせてゆくことは、銀行資本・商業資本・産業資本と地主経済が直接的矛盾関係を激化させてゆくことではないであろう。特に商業資本が商業資本として独自的機能を確立してくるという一般的方向が、米商という、零細直接生産者・半封建的地主と取引関係をもつものにまで及び、かつ、そこに深い矛盾を直接的に惹き起してゆくことにはなりえないものといえよう。地主と米商の、売りと買いとの相剋があるとしても、その相剋をどのように理解するかは問題であるといわざるをえない。全機構的にみれば、地主と米商との矛盾関係による、地主の「平均売り」から出来秋に集中して「早売り」してゆく傾向（その傾向自体、豊凶との関連において再検討を要するものであるが）より重要な点は、大正七年、米騒動以降における販売機構の再編の構造的位置づけにあるといえよう。

地主制の矛盾の全機構的把握において、本書は、なお諸矛盾の位置づけと分析（米商と地主、銀行資本の運動と地主投資、産業資本の確立、労働市場の形成、農工間不均等発展、農民層分解）において、なお残された点のあることは免れない。また本書は、千町歩地主地帯の地主経済の性格とその変化の追求であり、そのこと自体、日本農業の一極における運動法則の解明であり、それがいかに一般性をもつものであるかは、なお検討を要するものと思われるのであるが、しかし、なおその特殊性の中に地主制の全機構的関連と運動法則を示唆しようとする点において本書は大きな意義をもつものであろう。

（お茶の水書房・一九六三年三月刊・A5・二九九頁・九〇〇円）

『現代帝国主義講座』（全五巻）

——国家独占資本主義の理論問題をめぐって——

飯田　裕康

一

以下にとりあげる『現代帝国主義講座』（全五巻）は、一九六三年二月から六月にかけて刊行された。その各巻には次のような別個のテーマが付されている。

Ⅰ、現代帝国主義の理論と構造
Ⅱ、現代帝国主義の運動と展開
Ⅲ、現代帝国主義と社会主義
Ⅳ、日本帝国主義の構造
Ⅴ、現代帝国主義の経済法則

第一巻においては、レーニンの『帝国主義論』の評価、全般的危機論、国家独占資本主義論がとりあげられ、第二巻においては、第二次大戦を境とした前後の帝国主義の展開過程、及び、EECを中心とした現代帝国主義の具体的様相が問題とされ、第三巻においては、第二次大戦後を中心とした、主として国際政治の分野における帝国主義と社会主義との対抗関係、いわゆる共存問題、軍備縮小問題及び中ソ論争が、第四巻においては、戦後過程における日本帝国主義の姿態が、その経済構造及び政治過程の問題等広範な視野から問題にされる。第五巻は、独占理論、独占価格論、金融資本論、財政論、管理通貨論、景気循環論等が、現代帝国主義の内的論理構造（＝法則）の把握という観点からとりあげられている。

うえにもあきらかなとおり、本講座は「現代帝国主義」という、問題それ自体としては最も差し迫った、具体的な、かつ実践的な意義をもちながら、多分にあいまいな、理論的に未解決の分野を残している問題をとりあげ、それなりに広範な内容をもつにいたっている。しかし、本講座は、その素材の豊富さや、個々の分析方法の多様さを、そのままの姿で認め、それらを、ある一定の枠のうちに限定するということをしていない。「帝国主義とは死滅しつつある資本主義であると。そのことがいわれてから、歴史はすでに半世紀を経た。しかしながら資本主義はいまだに死なない。そればかりか今日なお旺盛な活力をもって生きている。それはたしかに生きすぎたのであろう。だが、それが生きすぎることができたのはなぜなのだろうか？」（「刊行のことば」より。i頁。）という本講座全体のモチーフは、結局のところ何一つ定まった結論は要求していないのである。本講座が一つの試みとして世に問われたことをまず確認しておかなければならない。したがって、本講座を、全体として一つの体系的なものとして評価することは危険なのである。われわれは、本講座をとおして若干の論点を再確認するという程度に止めておかなければならない。少くも、体系的な「現代帝国主義論」は今後の課題として残されているからである。（筆者はこのような立場から、以下においては本講座に所収の若干の論文を従来の論点との絡まりにおいて、とくに国家独占資本主義論との連関において検討することにとどめる。）

二

資本制生産の独占段階への移行——周知の如くそれは、一九世紀後半の経済恐慌を媒介としつつ、工業と農業との不均等な発展を構造的に定着させつつ進行した——にともなって資本主義世界経済の理論的把握は、その移行と、それ以後の体制の経済学的総括を要求さ